

## 第3章 基本目標

---

## 第3章 基本目標

### (1) 基本目標と緑の将来像

#### 1) 基本目標

本市には、歴史風土を物語る社寺林や段丘崖の樹林、市街地を取り巻く農地、そして多くの地域活動が行われている稗田川や衣浦港沿いの水辺環境などの緑が存在し、都市環境を形成しています。これらは、貴重な自然環境であるだけでなく、高浜らしい景観を特徴づける役割も担っています。また、地域資源を巡る散策ネットワークが市街地内に整備され、交流、健康づくりの空間として活用されています。

本市の緑にかかる課題としては、環境保全機能面では、市街地に残る斜面林、社寺林、高浜川、稗田川、農地等の保全が挙げられます。また、レクリエーション機能面からは、既存公園の適正な維持管理や臨海部等における緑地整備の推進や河川沿い、衣浦港沿いのネットワーク路による歩けるまちづくり推進があります。さらに、防災機能面からは、避難地・避難路の保全、確保、景観形成機能面からは、市の顔づくりとなる緑化推進や街路樹による緑のネットワーク形成、工場や民有地の緑化推進が必要です。

経済状況や土地利用の現況から新規公園整備が難しくなっている中でこれらの課題を解決するには、今ある緑を質のよい緑に育てていくことが重要となります。

そのために市民の参加のもと、暮らしと関わる親しまれる緑づくりを進めていくことが大切です。これらを踏まえ、緑づくりにあたっての基本目標を定めます。

#### ◆ 基本目標 ◆

衣浦港沿いの水辺、河川、道路、社寺、公園や多様な生物が生息する緑などを保全、活用し、自然豊かな魅力あふれる憩いの場を育てていきます。また、地域の特性に応じた特徴ある緑化を進め、高浜らしい緑を市民協働で育てていきます。

**自然豊かな魅力あふれる憩いの場を守り、育てます**

---

この目標を踏まえて3つの基本方針を設定します。

### ①地域固有の緑を守ります

- ・社寺林、段丘崖沿いの斜面林、河川沿いの緑は、本市の骨格を形成する緑地であるとともに、地域のランドマークとして郷土の景観を形成しており保全します。
- ・市街地周辺の農地は、市街地環境の保全に役立つ緑地であり保全します。
- ・野生動植物の生育・生息地となっている緑地を保全します。

### ②憩い・交流の場となる緑を整備します

- ・衣浦港沿いの水辺は高浜ベイサイド計画に基づいて緑のゾーンを整備し、海浜の自然環境と調和のとれた市民の憩いの場、屋外スポーツの場、眺望の場、市民活動の場となる拠点緑地の整備を推進します。
- ・既存の公園については、定期的な維持管理を進め、既存資源を最大限活用するための計画を進めます。
- ・市内の公園などのオープンスペースは、避難スペースとして防災面での役割を持たせます。

### ③日常的に親しめる緑を市民協働で育てます

- ・海辺、河川、街路、水路などの緑や公園、公共施設の緑、社寺の緑などをつなぎ、緑のネットワークを形成します。
- ・公園や学校、グラウンド、勤労の緑など、日常的に緑に親しめる空間として維持保全するとともに、市民活動の場として積極的な活用を図ります。
- ・地域の特性に応じた緑化の推進を行います。
- ・市民協働のもと、緑を守り育て、緑に対する市民意識を高め、本市の魅力を維持・向上していきます。

## 2) 緑の将来像

本計画では、市民と緑との関わりを通し、現状の緑の保全と新たな緑の創出を図り、緑の豊かな成長により、水と緑の環状帯を形成する姿を緑の将来像とします。

衣浦港沿いの水辺、河川、道路、社寺、公園や多様な生物が生息する緑などを活かした緑地網の整備・保全を進めるとともに、地域に親しまれる都市公園等の維持・活用を市民協働のもと進めていきます。また、地域の特性に応じた特徴ある緑化を進め、高浜らしい緑を育てていきます。

凡 例		
整備	保全	
		臨海の緑
		緑のみち
		緑の拠点
		農地の緑
		河川の緑
		歴史の緑
		海のみち
		鬼のみち
		川のみち

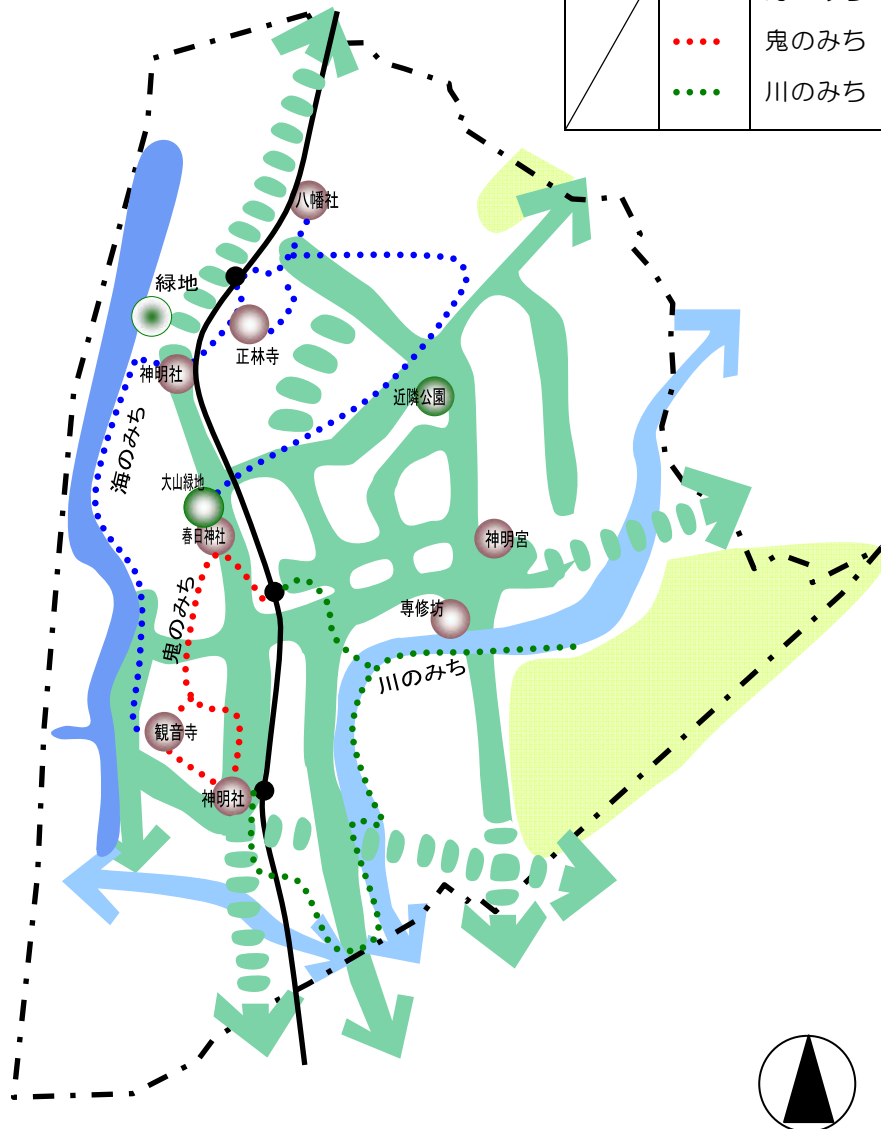


図 3-1 緑の将来像図

(2) 施策の体系

**基本目標**  
**自然豊かな魅力あふれる憩いの場を守り、育てます**

本計画では、衣浦港沿いの水辺、河川、道路、社寺、公園や多様な生物が生息する緑などを保全、活用し、自然豊かな魅力あふれる憩いの場を育てていきます。  
 また、地域の特性に応じた特徴ある緑化を進め、高浜らしい緑を市民協働で育てていきます。

**緑の課題**

★環境保全機能

- ・斜面林、社寺林の保全と活用
- ・都市の骨格を形成する高浜川、稗田川の保全や衣浦沿いの緑地の保全
- ・農地の保全

★レクリエーション機能

- ・既存公園の適正な維持管理や臨海部等における緑地整備の推進
- ・河川沿い、衣浦港沿いのネットワーク路による歩けるまちづくり推進
- ・生産緑地の保全と活用

★防災機能

- ・避難地・避難路における防災機能アップや緑化推進

★景観形成機能

- ・市を代表する景観における緑地保全・緑化推進（河川、段丘斜面林、衣浦港沿いの水辺、社寺林、駅前広場周辺、やきもの里周辺など）
- ・街路樹による緑のネットワーク形成
- ・工場緑化の推進や民有地の緑化推進

**基本方針**

**(1) 地域固有の緑を守る**

- ・社寺林、段丘崖沿いの斜面林、河川沿いの緑は、本市の骨格を形成する緑地であるとともに、地域のランドマークとして郷土の景観を形成しており保全します。
- ・市街地周辺の農地は、市街地環境の保全に役立つ緑地であり保全します。
- ・野生動植物の生育・生息地となっている緑地を保全します。

**(2) 憩い・交流の場となる緑を整備する**

- ・衣浦港沿いの水辺は高浜ベイサイド計画に基づいて緑のゾーンを整備し、海浜の自然環境と調和のとれた市民の憩いの場、屋外スポーツの場、眺望の場、市民活動の場となる拠点緑地の整備を推進します。
- ・既存の公園については、定期的な維持管理を進め、既存資源を最大限活用するための計画を進めます。
- ・市内の公園などのオープンスペースは、避難スペースとして防災面での役割を持たせます。

**(3) 日常的に親しめる緑を市民協働で育てる**

- ・海辺、河川、街路、水路などの緑や公園、公共施設の緑、社寺の緑などをつなぎ、緑のネットワークを形成します。
- ・公園や学校、グラウンド、勤労の緑など、日常的に緑に親しめる空間として維持保全するとともに、市民活動の場として積極的な活用を図ります。
- ・地域の特性に応じた緑化の推進を行います。
- ・市民協働のもと、緑を守り育て、緑に対する市民意識を高め、本市の魅力を持続・向上していきます。

緑を守る

緑を整備する

緑を育てる

**基本施策**

●環境保全や景観形成に資する緑の保全

- ◆ 河川や水辺沿いの緑の保全
- ◆ 段丘崖斜面林の保全
- ◆ 社寺林の保全
- ◆ 優良農地の保全
- ◆ 保全施策の検討

●公園緑地の適正な維持管理や防災機能の拡充、臨海部の緑地の新設などの推進

- ◆ シンボルとなる公園緑地の整備・活用
- ◆ 身近な公園の維持管理の充実、長寿命化・リニューアルの推進
- ◆ 市街化拡大での新規公園の整備
- ◆ 稗田川プロムナード、鬼のみち、川のみち、海のみち等の既設遊歩道の活用
- ◆ 都市公園等の防災機能の拡充

●公共公益施設や民有地の緑化推進

- ◆ 幹線道路の緑化
- ◆ 稗田川、衣浦港沿いの水辺の緑化
- ◆ 官公庁施設、学校の緑化
- ◆ 住宅地、商業地、工業地の緑化
- ◆ 緑化重点地区における事業推進

●市民とともに緑化活動を推進

- ◆ 緑の普及・啓発活動の推進
- ◆ 環境学習活動の強化
- ◆ 環境保全美化活動の推進
- ◆ 緑化に関する顕彰制度の検討
- ◆ 市民協働の推進

### (3) 計画の目標水準

#### 1) 緑地の確保目標水準

緑の基本計画における確保すべき緑地の目標水準は、市の緑の現況や市域の約8割が市街地であるという都市構造等を考慮し、市域全体において緑の割合を将来も維持していくことを目標とします。(52頁 緑地の整備目標総括表参照)

表 3-1 緑地の確保目標水準

目標年次における緑地確保目標量		現況 (H21)	目標年次 (H33)
	都市計画区域面積に対する割合 (A)		28.7% (373.7ha)

$$(A) = \frac{\text{都市計画区域内の緑地の確保目標量}}{\text{都市計画区域面積}} \times 100$$

#### 2) 都市公園として整備すべき緑地の目標水準

本市における都市公園の一人あたり面積は現況 2.45 m<sup>2</sup>/人と低い状況ですが、公共施設緑地を含めた都市公園等を対象とすると目標年次では 7.26 m<sup>2</sup>/人であり、愛知県の都市公園の平均と同等となります。(52頁 緑地の整備目標総括表参照)

表 3-2 都市公園の施設として整備すべき緑地の目標水準

目標水準	現況 (平成 21 年)	目標年次 (平成 33 年)	備考
高浜市	2.45 m <sup>2</sup> /人	2.44 m <sup>2</sup> /人	都市公園等 7.26 m <sup>2</sup> /人 (H33)

注) 都市公園等とは、都市公園と公共施設緑地の合計です。

注) 愛知県、国の一人あたり都市公園面積

【愛知県】: 7.29 m<sup>2</sup>/人 平成 21 年度、愛知県HP参照

【国】: 9.70 m<sup>2</sup>/人 平成 21 年度、国土交通省HP参照

#### \* 緑地の確保目標水準

- ・ 緑地率 = 当該区域の緑地面積 (施設緑地 + 地域制緑地) / 当該区域面積
- ・ 緑地の確保目標水準は、「都市計画中央審議会答申等(平成 7 年 7 月)」を踏まえて、将来市街地面積に対して概ね 30%以上が望ましいとされています。

#### \* 一人当たり都市公園面積目標水準

- ・ 一人当たり都市公園の面積目標水準は、「都市公園法施行令 第一章第一条」を踏まえて、都市計画区域内で 10 m<sup>2</sup>以上、市街化区域内で 5 m<sup>2</sup>以上が望ましいとされています。

### 3) 都市緑化の目標水準

緑の将来像の実現を図るため、本市の特性と基本方針を踏まえて、都市緑化の目標を設定します。

#### ①公共公益施設の緑化目標

公共公益施設の緑化目標は以下に示すとおりです。

表 3-3 公共公益施設の緑化目標

区 分	緑 化 目 標	緑化率	
		現況 (%)	目標 (%)
都市公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域づくりを考慮した個性ある公園づくりを行います。</li> <li>地域におけるシンボリックな緑の拠点とします。</li> </ul>	近隣公園 50% 街区公園 30% 都市緑地 80%	
道 路	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路緑化による緑のネットワーク化を推進します。</li> <li>多様な技術を駆使して様々な道路の緑化を図り、緑の環状ネットワークを積極的に推進します。</li> </ul>	60%	60% 以上
官公署 (行政サービス施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民サービスの拠点として質の高い緑を増やします。</li> <li>緑地のネットワーク拠点としての緑の多機能化と緑化率の向上を図ります。</li> </ul>	7%	10% 以上
学校施設 (小学校・中学校)	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観的、立体的緑化を進め、地域との調和を図ります。</li> <li>情操教育・環境教育の場としてふさわしい緑化を行います。</li> </ul>	14%	20% 以上
その他の公共公益施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>修景的緑化により、都市景観の向上と親しみやすさが増すような工夫を行います。</li> <li>公共施設の快適性を高める緑化を行います。</li> </ul>	14%	20% 以上

#### ②民有地の緑化目標

民有地における緑化目標を土地利用区分別に以下に示します。

表 3-4 民有地の緑化目標

区 分	緑化目標	
住 宅 地	個人住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市景観に配慮した接道部の緑化を行います。</li> <li>庭先や玄関周りなどに四季を彩る緑化を行います。</li> </ul>
	住宅団地	<ul style="list-style-type: none"> <li>外周部の緑量感を高め、好ましい緑の景観を創出します。</li> </ul>
商業地	<ul style="list-style-type: none"> <li>狭小地まで活かした特徴的な緑化を行い地域の景観向上に寄与します。</li> <li>建築物の壁面緑化やプランターの配置等による効果的な植栽を行います。</li> </ul>	
工場地	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣外周の環境保全に配慮した景観的、特徴的な緑化を行います。</li> </ul>	
樹林地	<ul style="list-style-type: none"> <li>段丘崖沿いに残る斜面樹林を保存します。</li> </ul>	